

雲南市キャリアアドバイザー業務 仕様書

第1条（適用範囲）

本仕様書は、雲南市キャリアアドバイザー業務に適用する。

第2条（業務の目的）

雲南市では、ふるさと教育などの取組みによりふるさとへの愛着心を育んできたが、高校卒業後、大学等へ進学し、雲南市との関わりが希薄になると、卒業後は県外就職へと流れていく傾向が続いてきた。その状況を変えるため、高校卒業後の世代とつながり続けることを目指し、令和4年度から「高校卒業生とのつながり創出事業」として、高校卒業生世代に対する情報発信に取り組み、雲南市で働き、暮らすイメージを持てるように働きかけてきた。そのつながりをさらにUターンや定住促進につなげていくため、若者世代のキャリア相談を受ける取り組みが必要となっている。

本事業は、島根県が県内横断的に取り組む事業「産官学で連携した島根を創る人づくりプロジェクト～育成・還流・定着～」を背景に、市内出身者とのつながりを活かしながら、若者世代を対象としてUターン希望者らを雲南市へ呼び込むことや雲南市への定住促進を目的として就職支援を行うものである。

第3条（業務の範囲）

業務の範囲は、雲南市への定住促進を目的とした若者世代（10代～20代）の就職支援とする。

第4条（業務内容）

1. キャリアに関する相談対応

- (1) 雲南市内への移住定住や市内就職を希望する若者（以下「就職希望者」という）を対象とした就職相談の窓口を設置する。
- (2) 就職希望者と企業とのマッチング支援を行う。

2. 関連団体との連携

- (1) 高校、大学、企業、行政等の関連団体と就職支援に関する連携体制を構築。
- (2) 関連団体のニーズや取り組みなどのヒアリング、情報共有。

3. イベントの実施

- (1) 就職希望者の増加や就職希望者への支援を目的としたイベントの企画運営。

第5条（業務遂行基準）

受託者は本業務を遂行するにあたり、業務の目的に加え、雲南市のまちづくりの理念、雲南市の移住定住施策方針を理解し、専門的知識及び経験を有する担当者をもって、正確かつ丁寧に業務を実施するものとする。

第6条（業務の指示及び監督）

- (1) 受託者は、市が定める監督員の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、並びに本仕様書に明記されていない事項については、市と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

第7条（提出書類）

本業務の着手に先立ち、受託者は速やかに次の書類を本市に提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) その他本市が指示する関係書類

第8条（契約期間）

契約期間は契約締結日から令和8年3月13日までとする。ただし、契約期間内に提出を求める成果物等の納入期限は協議により定める。

第9条（成果品）

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 業務報告書 | 1部 |
| ※事業の完了を証する書類（チラシ、活動写真等）を含む | |
| (2) 上記(1)の電子記録媒体（CD-R等） | 1枚 |
| 以上 | |